

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第79号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第122号）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における辰巳用水の取水量について、兼六園取入口より上流で分水されている水量の取扱いに係る文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定 | (5) H22. 5. 20 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	異議申立人は、辰巳用水の取水量計算にあたって、兼六園取入口より上流で分水されている水量を考慮すべきと主張し、その取扱いに係る文書を公開請求している。 これに対し、実施機関は、理由説明書等において、「兼六園取入口より上流で分流されている水量は取水量計算に含んでいない。」と主張しており、このことは、実施機関が説明する本件報告書の「2.4.4 取水量のまとめ」において、辰巳用水の取水量がかんがい用水必要水量、兼六園引用水及び市内環境用水の合計であることで確認することができるが、兼六園取入口より上流での分水等については特段の記載は確認できなかった。 このようなことから、実施機関は、辰巳用水の兼六園取入口より上流で分水されている水量を取水量計算に含めておらず、その取扱いに関する文書は存在しないとの実施機関の主張は特段不自然とはいえない。

5 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第79号

答 申 書

平成22年5月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における辰巳用水の取水量について、兼六園取入口より上流で分水されている水量の取扱いに係る文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

辰巳用水の取水量については、かんがい用水量、環境用水量、兼六園引用水量を利水計算上の取水量としており、兼六園取入口より上流で分水されている水量は取水量計算に含んでいない。よって公開請求に係る公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件報告書において辰巳用水の取水量が設定されており、これは兼六園取入口での流量であると考えられるが、それより上流側において分水されている水量があり、これを調査して収支計算をしないと取水口での取水量は決定できないはずである。
- (2) 実施機関は、理由説明書で、「上流で分水され消費されていない水量は取水量計算では考慮していない。」としているが、本件公開請求はその水量を考慮しない根拠を求めたもので、理由説明として成り立たない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

辰巳用水の取水量については、兼六園取入口上流で消費されるかんがい用水量並びに下流で必要な環境用水量及び兼六園引用水量を利水計算上の取水量としており、兼六園取入口より上流で分水されている水量は取水量計算に含んでいないので、公開請求に係る公文書は存在しない。

なお、本件報告書においては、「2.4.4 取水量のまとめ」において、辰巳用水取水量として、「減水深方式による農水必要水量+兼六園引用水 0.08 m³/s + 市内環境用水 0.25 m³/s を取水する。」と記載しているところである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件報告書における辰巳用水の取水量の設定に係る利水計算において、兼六園への取入口地点より上流で分水される水量の取扱いに関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、辰巳用水の取水量計算にあたって、兼六園取入口より上流で分水されている水量を考慮すべきと主張し、その取扱いに係る文書を公開請求している。

これに対し、実施機関は、理由説明書及び当審査会の資料提出依頼に対する回答においても、「兼六園取入口より上流で分流されている水量は取水量計算に含んでいない。」と主張しており、このことは、実施機関が説明する本件報告書の「2.4.4 取水量のまとめ」に

において、辰巳用水の取水量がかんがい用水必要水量、兼六園引用水及び市内環境用水の合計であることで確認することができるが、兼六園取入口より上流での分水等については特段の記載は確認できなかった。

このようなことから、実施機関は、辰巳用水の兼六園取入口より上流で分水されている水量を取水量計算に含めておらず、その取扱いに関する文書は存在しないとの実施機関の主張は特段不自然とはいえない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、用水の取水量計算のあり方について主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月21日	○諮問を受けた。(諮問案件第122号)
平成20年1月15日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成20年4月2日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成22年1月15日 (第189回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年2月26日 (第191回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年3月9日 (第192回審査会)	○事案の審議を行った。
平成22年4月23日 (第194回審査会)	○事案の審議を行った。